

資料一 1

令和6年2月14日
奄美大島海区漁業調整委員会資料

シラヒゲウニの採捕に係る委員会指示について（協議）

シラヒゲウニの採捕に係る委員会指示について

1 制定の経緯

年	指示内容	備考
H19.9.14 (初回指示)	禁止期間：11月1日～翌年6月末 制限：殻径5.5センチ以下捕獲禁止	
H22.4	禁止期間：11月1日～翌年6月末 制限：殻径5.5センチ以下捕獲禁止	同内容で更新
H25.4	禁止期間：11月1日～翌年6月末 制限：殻径5.5センチ以下捕獲禁止	同内容で更新
H27.4	禁止期間： 9月1日 ～翌年6月末 制限：殻径5.5センチ以下捕獲禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁獲高減少に伴い、禁漁期間の変更を検討。 ・ 解禁とともに1月程度で獲り尽くされ、9月以降は採捕している人はいないということでこの禁止期間に変更。
H31.4	禁止期間：9月1日～翌年6月末 制限：殻径5.5センチ以下捕獲禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁獲高減少の状況の中、シラヒゲウニの種苗放流の状況も見ながら指示の更新を柔軟に行うため、指示期間を3年から1年に変更。 ・ シラヒゲウニの資源回復までの間、全面禁止という意見もあったが、指示が一般の方にも及ぶということで全面禁止はハードルが高いとの水産振興課からの意見もあり、通年禁漁の委員会指示は行わず。 ・ 平成31年1月の奄水協役員会で、シラヒゲウニの種苗放流場所は令和3年3月まで禁漁、放流場所以外の規制は各漁協に任せるという奄水協の方針が決定。
R2.4	禁止期間：9月1日～翌年6月末 制限：殻径5.5センチ以下捕獲禁止	同内容で更新
R3.5.21	禁止期間：9月1日～翌年6月末 制限：殻径5.5センチ以下捕獲禁止	事務局が漁協を対象に行ったアンケートで、一部漁協では自主的な禁漁により採捕者はないことや、採捕があるところでもほんの少量の自家消費程度であるということから、当面状況は変わらないということで、 指示期間を3年に変更。

2 その他特記事項

- ・ (公財)かごしま豊かな海づくり協会が実施するシラヒゲウニ種苗生産は令和4年度で終了。
- ・ 令和5年1月の奄水協理事会において、同協議会が令和2年度から実施するシラヒゲウニ種苗生産実証試験は令和5年度で終了し、令和6年度以降は各地区の判断で実施するという方針が決定。

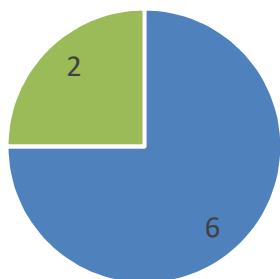
シラヒゲウニの採捕に係る規制状況及び 委員会指示に関する調査結果について (令和5年11～12月調査)

【調査対象：奄美大島海区内8漁協，回答8漁協】

1 シラヒゲウニの採捕規制の状況について

- ・ 現行の委員会指示 (R3.5.21～R6.3.31) では、9月1日から翌年6月30日までの期間、シラヒゲウニの採捕が禁止されている。
- ・ 指示では、殻径(トゲを除いた殻の直径)5.5センチメートル以下のシラヒゲウニの採捕が禁止されている。
- ・ 近年の資源減少を考慮し、シラヒゲウニの放流等が実施されているが、各漁協でシラヒゲウニの自主禁漁等が行われていることや、資源が少ない状況が継続しており、平成29年以降、水揚げがない状況。

2-1 委員会指示の更新：採捕禁止期間（現行9～6月）について



■ 現行どおり ■ 禁止期間を変更すべき
■ 周年禁漁とすべき ■ その他
■ 未回答

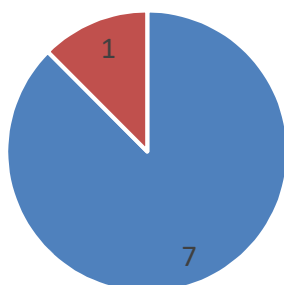
(主な理由：現行どおり)

- ・ 採捕を希望する者がいないため。
- ・ 現行どおりで問題ない。

(主な理由：周年禁漁とすべき)

- ・ 現状において資源がほぼないものを、採捕可能な期間を設けることにより資源が回復することなく根絶する可能性を懸念するため。
- ・ 資源がない状況であるため、資源が回復するまでは周年禁漁とすべき。

2-2 委員会指示の更新：採捕可能な殻径



■ 現行どおり ■ 殻径制限を変更すべき
■ その他 ■ 未回答

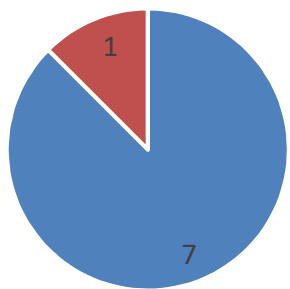
(主な理由：現行どおり)

- ・ 採捕を希望する者がいないため。
- ・ 現行どおりで問題ない。

(主な理由：殻径制限を変更すべき(6cm以下))

- ・ サイズが大きくなるまで採捕を待った方が資源の回復につながるのではないかと考えている。

2-3 委員会指示の更新：委員会指示の有効期間について



■ 現行どおり ■ 期間を1年とすべき
■ その他 ■ 未回答

(主な理由: 現行どおり)

- ・ あまり短いスパンだと、効果の実感を得にくい
- ・ 採捕を希望する者がいない
- ・ 現行どおりで問題ない

(主な理由: 指示期間を1年とすべき)

- ・ 1年ごとに資源が回復する可能性があることから、より柔軟に状況を指示に反映させるようにするため

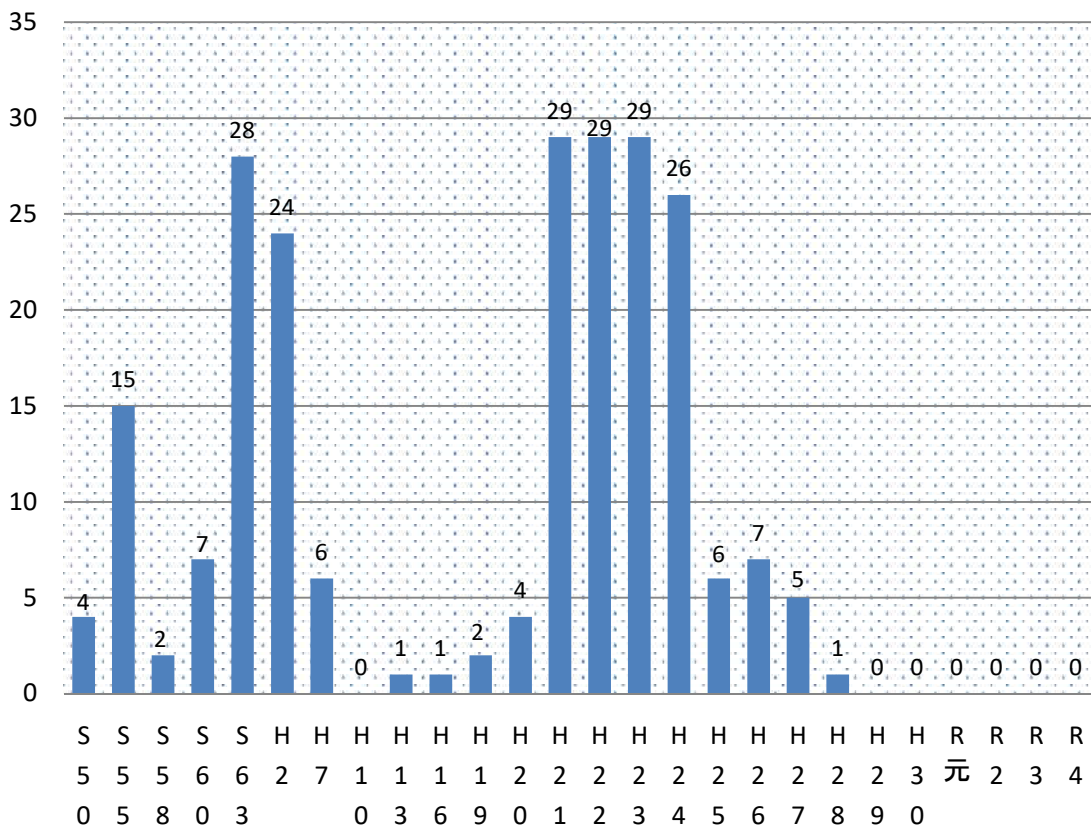
3 その他 (自由意見)

- ・ シラヒゲウニももちろんのこと、アカジン、イセエビについても危機感を持っている

4 シラヒゲウニ漁獲実績 (~R4年度)

■ 漁獲量

シラヒゲウニ漁獲実績(ト)



新 旧 指 示 委 員 会 指 示 新 旧 照 対

改 正 (案)	現 行	備 考
<p>奄美大島海区漁業調整委員会指示 第 <u>5-2</u> 号</p> <p>奄美大島海区におけるシラヒゲウニの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第 <u>120</u> 条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。</p> <p style="text-align: center;"><u>令和 年 月 日</u></p> <p style="text-align: right;">奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真</p> <p>(1 ～ 7 略)</p> <p>8 指示の有効期間 この指示の有効期間は、<u>令和 6 年 4 月 1 日</u> から <u>令和 9 年 3 月 31 日</u> までとする。</p>	<p>奄美大島海区漁業調整委員会指示 第 <u>3-1</u> 号</p> <p>奄美大島海区におけるシラヒゲウニの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第 <u>67</u> 条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。</p> <p style="text-align: center;"><u>令和 3 年 5 月 21 日</u></p> <p style="text-align: right;">奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真</p> <p>(1 ～ 7 略)</p> <p>8 指示の有効期間 この指示の有効期間は、<u>令和 3 年 5 月 21 日</u> から <u>令和 6 年 3 月 31 日</u> までとする。</p>	<p>改正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会指示が令和 6 年 3 月 31 日で失効することに伴う指示の更新 ・ 指示番号の改正 ・ 漁業法改正に伴う条番号の変更 ・ 指示年月日の改正（県公報登載日） ・ 有効期間の改正

シラヒウザ承取扱費新旧対照

更新案()	現行	備考
<p>奄美大島海区漁業調整委員会指示第<u>5-2</u>号（以下「委員会指示」という。）に基づくシラヒゲウニの採捕の承認に関する事務の取扱いは、委員会指示に定めるもののほか次によるものとする。</p> <p>（第1～第9 略）</p> <p>附 則 この要領は、<u>令和6年4月1日</u>から施行する。</p>	<p>奄美大島海区漁業調整委員会指示第<u>3-1</u>号（以下「委員会指示」という。）に基づくシラヒゲウニの採捕の承認に関する事務の取扱いは、委員会指示に定めるもののほか次によるものとする。</p> <p>（第1～第9 略）</p> <p>附 則 この要領は、<u>令和3年5月21日</u>から施行する。</p>	<p>改正理由 ・委員会指示を更新することに伴う改正</p> <p>・指示番号の改正</p> <p>・施行日及び失効日の改正</p>

更 新 承 取 扱 価 額 新 旧 対 照

更 新 案 ()	現 行 行	備 考
<p>(別記第1号様式)</p> <p style="text-align: center;">シラヒゲウニ採捕承認申請書</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名 印 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿</p> <p>奄美大島海区漁業調整委員会指示第<u>5-2</u>号の3の規定により、シラヒゲウニ採捕の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採捕の目的 2 採捕の区域 3 採捕の期間 4 採捕の予定数量(個) 5 使用する船舶 <ul style="list-style-type: none"> (1) 船 名 (2) 漁船登録番号 (3) 総 ト ン 数 (4) 推進機関の種類及び馬力数 <p style="font-size: small;">(注) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。</p> <p style="text-align: center;">(第2号様式～第6号様式 略)</p>	<p>(別記第1号様式)</p> <p style="text-align: center;">シラヒゲウニ採捕承認申請書</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名 印 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿</p> <p>奄美大島海区漁業調整委員会指示第<u>3-1</u>号の3の規定により、シラヒゲウニ採捕の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採捕の目的 2 採捕の区域 3 採捕の期間 4 採捕の予定数量(個) 5 使用する船舶 <ul style="list-style-type: none"> (1) 船 名 (2) 漁船登録番号 (3) 総 ト ン 数 (4) 推進機関の種類及び馬力数 <p style="font-size: small;">(注) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。</p> <p style="text-align: center;">(第2号様式～第6号様式 略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会指示番号の変更に伴う改正

奄美大島海区漁業調整委員会指示（案）

奄美大島海区漁業調整委員会指示 第5-2号

奄美大島海区におけるシラヒゲウニの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

- 1 殻径制限
殻径（トゲを除いた殻の直径）5.5センチメートル以下のシラヒゲウニを採捕してはならない。
- 2 禁止期間
9月1日から翌年6月30日までの間は、シラヒゲウニを採捕してはならない。
- 3 適用除外
1及び2の規定については、次に掲げる者であって、奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、適用しない。
 - (1) 試験研究の用に供しようとする者
 - (2) 増養殖（移植を含む。）の用に供しようとする者
 - (3) その他委員会が特に認める者
- 4 承認証の交付
委員会は、3の承認を受けた者に対し、承認証を交付するものとする。
- 5 承認証の携帯
3の承認を受けた者は、交付された承認証を自ら携帯し、又は操業の責任者に携帯させなければならない。
- 6 承認の取消し
委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、3の承認に条件を付し、その内容を変更し、又はこれを取り消すことがある。
- 7 取扱要領
この指示に定めるもののほか、シラヒゲウニの採捕承認に関する事務の取扱いについては、別に定める「シラヒゲウニの採捕承認に関する事務取扱要領」によるものとする。
- 8 指示の有効期間
この指示の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

シラヒゲウニの採捕承認に関する事務取扱要領

奄美大島海区漁業調整委員会指示第5-2号（以下「委員会指示」という。）に基づくシラヒゲウニの採捕の承認に関する事務の取扱いは、委員会指示に定めるもののほか次によるものとする。

（承認の申請）

第1 委員会指示の3の規定により、シラヒゲウニの採捕の承認を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、シラヒゲウニ採捕承認申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 誓約書
- (3) 関係漁業協同組合の代表理事組合長の意見書
- (4) その他委員会が必要と認める書類

（承認証）

第2 委員会指示の4の承認証は、別記第2号様式によるものとする。

（承認の有効期間）

第3 採捕の承認の有効期間は、当該採捕の承認の日から1年を超えない範囲内で委員会が定める。

（承認内容の変更申請）

第4 採捕の承認を受けた者が、当該承認の内容のうち、採捕の区域、期間、予定数量（以下、「承認の内容」という。）を変更しようとするときは、あらかじめシラヒゲウニ採捕承認内容変更申請書（別記第3号様式）により、委員会に申請し承認を受けなければならない。

（承認証の書換え交付申請）

第5 採捕の承認を受けた者が、当該承認の内容以外の承認証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、シラヒゲウニ採捕承認証書換え交付申請書（別記第4号様式）により、委員会に承認証の書換え交付を申請しなければならない。

（承認証の再交付申請）

第6 採捕の承認を受けた者は、シラヒゲウニ採捕承認証を亡失し、又はき損したときは、速やかに、その理由を付してシラヒゲウニ採捕承認証再交付申請書（別記第5号様式）により、委員会に承認証の再交付を申請しなければならない。

（承認証の書換え交付及び再交付）

第7 委員会は、次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく承認証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- (1) 第4の承認をしたとき。
- (2) 第5の規定による書換え交付又は前項の規定による再交付の申請があったとき。

（報告書の提出）

第8 採捕の承認を受けた者は、有効期間の終了後又は承認を受けた採捕の予定数量に到達後速やかにシラヒゲウニ採捕報告書（別記第6号様式）を委員会に提出しなければならない。

（要領の改正）

第9 この要領の改正は、委員会の議決により行うものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(別記第1号様式)

シラヒゲウニ採捕承認申請書		令和 年 月 日
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿	住所	
	氏名	印
	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
奄美大島海区漁業調整委員会指示第 <u>5-2</u> 号の3の規定により、シラヒゲウニ採捕の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。		
記		
1	採捕の目的	
2	採捕の区域	
3	採捕の期間	
4	採捕の予定数量(個)	
5	使用する船舶	
	(1) 船名	
	(2) 漁船登録番号	
	(3) 総トン数	
	(4) 推進機関の種類及び馬力数	

注) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第2号様式)

シラヒゲウニ採捕承認証		奄海委第 号
	住所	
	氏名	
	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
1	採捕の区域	
2	採捕の期間	
3	採捕の予定数量(個)	
4	使用船舶	
	(1) 船名	
	(2) 漁船登録番号	
	(3) 総トン数	
	(4) 推進機関の種類及び馬力数	
5	有効期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
6	制限又は条件	
令和 年 月 日		奄美大島海区漁業調整委員会 会長 ○ ○ ○ ○ 印

注) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第3号様式)

シラヒゲウニ採捕承認内容変更申請書		
令和 年 月 日		
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿		
住所 氏名 印 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
シラヒゲウニの採捕承認の内容を変更したいので、シラヒゲウニの採捕承認に関する事務取扱要領第4の規定により、下記のとおり申請します。		
記		
1 承認番号		
2 承認年月日		
3 変更しようとする事項		
項	目	現在の承認内容
変更しようとする内容		
4 変更しようとする時期		
5 変更しようとする理由		

注) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第4号様式)

シラヒゲウニ採捕承認証書換え交付申請書		
令和 年 月 日		
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿		
住所 氏名 印 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
シラヒゲウニ採捕承認証の書換え交付を受けたいので、シラヒゲウニの採捕承認に関する事務取扱要領第5の規定により、下記のとおり申請します。		
記		
1 承認番号		
2 承認年月日		
3 書換えようとする事項		
書換えを受けようとする項目	現在の記載内容	書換え後の記載内容
4 書換えを必要とする理由		

注) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第5号様式)

シラヒゲウニ採捕承認証再交付申請書	
令和 年 月 日	
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿	
住 所	
氏 名	印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
シラヒゲウニ採捕承認証を亡失(き損)したので、シラヒゲウニの採捕承認に関する事務取扱要領第6の規定により、下記のとおり再交付を申請します。	
記	
1	承認番号
2	承認年月日
3	亡失(き損)の理由

注) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第6号様式)

シラヒゲウニ採捕報告書			
令和 年 月 日			
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿			
住 所			
氏 名	印		
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
承認番号			
承認年月日			
採 捕 年 月 日	採 捕 場 所	採 捕 数 量	備 考
年 月 日		個	
合 計			

注) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。